# ビジネスと人権一競争法の視点から

労働者に対する人権侵害を行って製造・生産している企業との取引の中止を巡って

1 はじめに

企業の SDGs に対する関心の高まり

現在、特に CO2 問題を中心とした環境問題が中心?

企業に対する様々な方面からの圧力

国際機関、環境保護団体 株主、金融機関等

人権に関しては、新疆ウイグル自治区における強制労働問題にスポットライト

- ・企業による取り組みはあまり顕在化していない?
- ・今後、人権侵害の疑いのある製品の輸入や原材料の使用取りやめる動きを期待
- ・企業の対応に関しては、個別的な対応よりも業界や団体レベルでの対応がより効果的 →競争法上の問題が生じるおそれ

特に人権侵害を行っている企業との取引を拒絶→共同ボイコットとして競争法上 問題となる可能性がある。

- 2 競争法上の規制―カルテルの禁止
  - ・カルテルとは

競争事業者同士、または事業者とその取引先が共同して取引を制限する行為であり、世界各国で厳しく規制

米国 刑事罰一自然人に対する禁固刑、企業に対する巨額の罰金

EU 高額な制裁金(加盟国によっては刑事罰も)

日本 課徴金と (悪質な場合の) 刑事罰

・カルテルの種別

ハードコアカルテル―共同行為の目的自体が「競争制限自体」にあるもの

価格カルテル、市場分割カルテル、入札談合、ボイコット→当然違法 (per se illegal) 非ハードコアカルテル

共同行為の目的自体は正当なものである→メリットとデメリットを比較衡量(合理の原則 rule of reason)

共同研究開発、共同生産、環境基準や安全基準などの社会目的の自主規制の締結など 非ハードコアカルテルの規制の在り方

競争制限効果と競争促進効果の比較衡量一競争促進効果が上回る場合違法とならない。

- 3 日本の独占禁止法における取り扱い
- (1) 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針(事業者団体ガイドライン)

「事業者団体が…環境の保全や安全の確保等の社会公共的な目的に基づく必要性から 品質に係る自主規制や死守認証・認定等の活動を行う場合がある。…このような活動 については、独占禁止法上の問題を特段生じないものが多い」(第二7 (2))

#### (2) 公取委相談事例集

- ・事業者団体による環境への影響が懸念される製品の製造販売を停止する取り決め 建築資材メーカーを会員とする団体が、地球温暖化防止を目的として、温暖効果を有 さない新型品の商品化に伴い、温室効果を有する化学物質を原材料とする建築資材の 製造販売を停止するよう取り決めること(その遵守は会員の任意の判断による)は独占 禁止法上問題とならない
- ・環境対策のために特定顔料の使用を自粛すること レジ袋の製造業者の団体が、茶色及び黄色系の無機顔料に含まれるジュ金属の人体 や環境に及ぼす影響を考慮して、団体として、これらを使用するレジ袋の製造を自粛す ることは、会員に強制する者でない限り独占禁止法上問題とならない。

# (3) 共同ボイコットと正当化事由

共同の取引拒絶(ボイコット)は、ケースにより、カルテル又は不公正な取引方法とし 判断されるが、いずれの場合も、取引を拒絶された事業者の事業活動が困難になる蓋然性 が高いことから、当然違法または原則違法として扱われる違法性の強い行為である。もち ろん、正当化事由が考慮される余地はあるが、その範囲は極めて限定的なものにとどまる と解されている。

### 【日本遊戲銃協同組合事件】東京地裁平成9年4月9日判決

エアーソフトガン及び BB 弾の製造業者を会員とする日本遊戯銃組合(Y)は、商品の安全規格等を定めた自主規制基準を設定していたところ、非組合員である X が、本自主規制基準に合致しない製品を開発し、問屋を通さず直接小売店に販売し始めたところから、Y は、問屋等に対し X の製品の仕入れ及び販売の中止を要請し、その趣旨を小売店に徹底するとともに、X の製品を仕入販売している小売店には出荷停止措置を採るよう要請した。また、小売店に対し直接に警告文書を送付した。

このため販売額が大きく減少した X は、Y の行為が独占禁止法に違反するとして、共同不法行為に基づく霜害賠償等の訴訟を提起した。

裁判所は、商品の安全性に関する自主規制基準の目的に不合理性がなく、基準に合理性があり、危険の未然防止のための他の適当な手段がない場合、アウトサイダーが製造販売する自主基準に合致しない商品の取扱いの中止を、卸売業者に要請することは許容されるとした。

ただし、本件の Y の行為は、自主基準の目的達成のための相当性を欠き、競争維持という独禁法の目的を犠牲にして保護される安全性という法益保護のために必要不可欠な措置ではないとして、独禁法違反に当たると判断した。

- 4 EU におけるサスティナビリティと競争法―競争法とグリーンディール
- (1) 欧州グリーンディールとは
  - ・欧州委員会が打ち出した、2019 年から 2024 年までの 5 年間にわたって取り組む優 先課題の 1 つ
  - ・環境を害さない経済成長を目指す
  - ・EU 気候目標の引き上げやそれに伴う関連規制の見直しなどの行動計画
  - ・環境政策にとどまらず、エネルギー、産業、運輸、建築、生態系・生物多様性、食品 安全、農業を含む広範な政策分野を対象とし、雇用を創出しながら温暖効果ガス排出 量の削減を目指す、欧州経済の包括的な新経済成長戦略
- (2) 競争政策とグリーンディール

競争政策を担当するベステアー委員は、競争政策を含む欧州の全政策は、欧州グリーンディールが定める目標発展のために貢献すべきで、EU経済と市民の生活に著しい影響を与える政策であるがゆえに、ここでの競争政策の果たすべき役割は重要である、と述べている。

EU 機能条約 101 条は、EU 市場の競争を著しく阻害する競争事業者間の契約・協定・協調行為を違法としている(カルテルはその典型)。他方、競争事業者間の協力・契約も、101 条 3 項に規定される以下の条件を満たす場合は、許容される。

- ①商品の生産・流通の改善または技術的・経済的進歩に役立つものである
- ②消費者に対しその結果として生じる利益の公平な分配を行うものである
- ③目的達成のために必要不可欠でない制限を課すものでない
- ④ 当該商品の実施って気部分について競争排除の可能性を与えるものでない

また、委員会は、一定のカテゴリーの協定を一括適用除外とする規則を定めている。競争事業者間の協力に適用されるものとして、水平的協定にかかる2つの一括適用除外規則があるが、2022年12月末日に期限切れになることから、一括適用除外規則および同規則の解釈基準である水平的協力行為ガイドラインの見直し作業を行っている。この改正で考慮される可能性のある事例として、気候変動に他央するプロジェクトやプラスチック廃棄物の処理、開発途上国の適切な労働条件を改善するための競争事業者間協力を対象とするとりきめ、などが考えられるとしている。

#### 5まとめ

労働者等の人権保護を、いわゆる「社会目的」と同様に カルテルの正当化事由として取り扱う(違法と評価しない)可能性は?(今後の検討課題)